

# 平成29年度事業計画書

## 第1 平成28年中の犯罪情勢

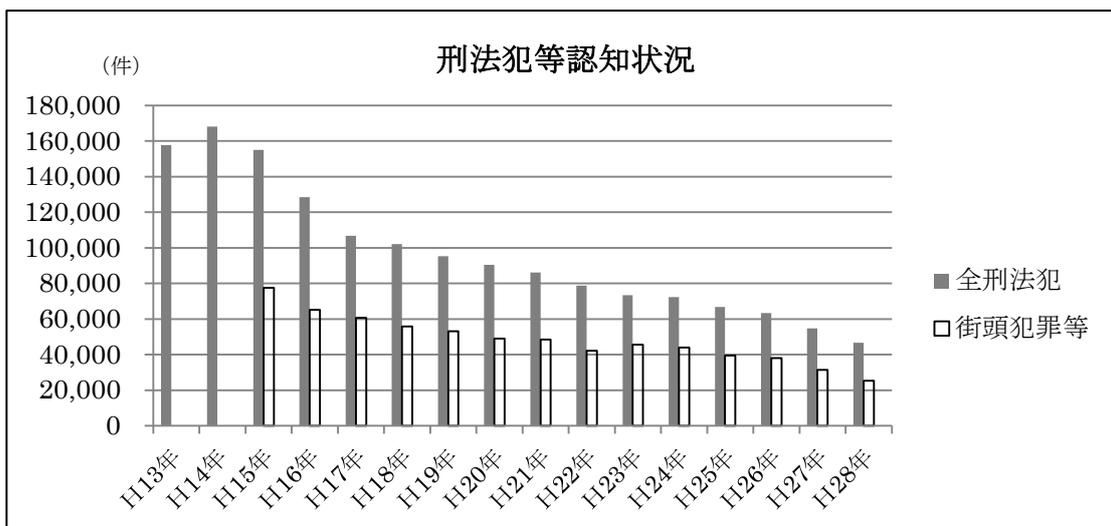
### 1 刑法犯の発生状況

刑法犯認知件数は46,619件（前年比-8,044件、-14.7%）で、平成15年以降、14年連続して減少し、戦後最少だった昨年の記録を更新した。

県民生活の身近で発生する街頭犯罪等については、25,307件（前年比-6,054件、-19.3%）で、多くの罪種が減少傾向にあるが、県警察の

- 三大重点目標の一つである性犯罪は、435件（前年比-141件、-24.5%）と減少しているものの依然として高水準（全国ワースト6位）
- 重点目標の一つであるニセ電話詐欺は、認知数352件（前年比-145件）被害額6億6,524万円（前年比-11億7,822万円）と減少しているものの、依然として高額被害が発生（平成28年末1ヶ月で約1億円の被害発生）
- 住宅対象侵入犯罪である居空きは、420件（前年比+212件、+101.9%）と大きく増加（居空きは、家人在宅中に無施錠の玄関や窓等から屋内に侵入する窃盗であるが、本件は屋外から手の届く範囲内にある財布・バッグを窃取する手口が多数）

しており、これらに重点を置いた広報活動等の被害防止対策が必要である。



### 2 少年非行情勢

刑法犯少年の検挙補導人員は2,506人（前年比-522人、-17.2%）で全国

4位、また非行者率（10歳から19歳までの少年人口1,000人当たりには刑法犯少年が占める割合）は5.2人（同-1.2人）で全国2位と、人員は減少しているものの、全国の順位は変わらず、依然として高水準で推移している。

また、スマートフォン等の普及によるコミュニティサイトに起因した児童の犯罪被害が101件（前年比+19件）と年々増加しており、少年自身がインターネット上に不適切な書き込みをして検挙補導される事案も発生するなど、今後もネットに関連した犯罪の増加が憂慮される状況にあり、少年の非行防止・健全育成に向けた取組みが必要である。

### 3 薬物乱用情勢

全薬物関係事犯の検挙人員は941人（前年比-86人、-8.4%）で、過去10年中最多であった一昨年から減少に転じた。

このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は708人（75.2%）と減少しているものの、県内における乱用薬物の約8割を占め、依然としてその主流をなしている状況にある。

危険ドラッグなどの指定薬物事犯の検挙人員は、40人（前年比-56人、-58.3%）と減少しているが、大麻事犯の検挙人員は、155人（前年比+26人）と増加して、その拡散が若者を中心に危惧される状況にあり、継続した薬物乱用防止広報が必要である。

### 4 暴力団情勢

県警察の三大重点目標の一つである暴力団の壊滅については、平成26年以降、警察当局の総力を挙げた取組みにより、暴力団対策は大きく前進している。特に工藤會対策では、最高幹部の検挙を始め、事務所の使用制限、組員の離脱・就労支援等の対策により、かつてない打撃を与え、その弱体化が着実に進んでいる。

こうした徹底した取締りと加入阻止対策、社会復帰対策を含めた相互対策の浸透により、県内の暴力団構成員数は、平成28年12月末現在で1,380人（前年同期比-100人）と4年連続で減少し、暴力団対策法施行（平成4年）以降、過去最少の勢力数となっており、引き続き暴力団の壊滅に向け、県民と一体となった取組みが必要である。

## 第2 協会運営

### 1 定時総会

平成29年度の定時総会は、平成28年度の第2回理事会において開催期日等を決定の上、変動が生じた際の理事及び監事の選任、平成28年度の事業報告、収支決算、その他議案について審議する。

また、本年度は、県防連が社団法人化して60年の節目の年に当たることから、賛助会員に対する感謝状等の贈呈や記念広報紙の作成等を検討中である。

### 2 理事会

- (1) 平成29年度第1回理事会を、5月11日（木）に開催し、平成28年度の事業報告・収支決算、その他議案について審議する。

- (2) 平成29年度第2回理事会を平成30年3月中に開催し、平成30年度事業計画及び収支予算、定時総会の開催時期、その他議案について審議する。

### 3 監査

平成28年度の業務執行状況等については、平成29年4月中に、監事による監査を受ける予定である。

### 4 定期提出書類等の提出

公益社団法人として、法令の定めにより、本年6月末日までに「平成28年度に係る定期提出書類等」及び平成30年3月末日までに「平成30年度に係る事業計画等」を行政庁等に対して提出する。

### 5 変更登記申請

役員に変動が生じた場合、定時総会において、選任を行い、変更に伴う変更登記申請を登記所に行う。

### 6 地区防犯協会職員研修会の開催

地区防犯協会職員の適正な業務運営と士気の高揚を図るため、推進功労者に対する表彰並びに各種施策や広報啓発活動に対する教養及び意見交換を行う研修会を2月（予定）に開催する。

## 第3 防犯対策事業

県警察が取り組む平成29年中の犯罪抑止対策である

- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

について、県警察をはじめ、地区防犯協会及び関係機関等との連携を図り、

- ・ 性犯罪の被害防止
- ・ ニセ電話詐欺の被害防止
- ・ 身近な犯罪の抑止

を重点課題とした防犯対策事業を推進する。

### 1 重点課題対策の推進

#### (1) 性犯罪被害防止対策

県警察が平成23年度から推進しているSDE（Self（自己）・Defense（防衛）Education（教育））推進事業及び県内主要駅に防犯ブザーを無償貸出する事業に対する連携支援、更に対策プロジェクトである「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか」と連携した被害防止啓発活動を継続して推進する。

#### (2) ニセ電話詐欺被害防止対策

県警察本部の「特殊詐欺抑止プロジェクト」と連携し、被害防止のための施策として

- コンビニ販売の電子マネーカードの包装紙に警告文を掲載
- 過去、被害に遭った方（被害者）に啓發文書を送付する等の支援及び効果的な広報啓発活動を推進する。

(3) 身近な犯罪の抑止対策

女性・子ども及び高齢者が狙われる犯罪、居空き等の住宅対象侵入盗、自転車盗等の乗り物盗及びひったくりなど、身近な犯罪から凶悪犯罪に直結し、かつ体感治安を脅かす犯罪に対し、適切・効果的な広報活動を推進する。

## 2 地域安全活動の推進

(1) 全国地域安全運動の推進

犯罪を抑止し、安全安心を実感できる地域社会の実現を図るため、全国地域安全運動期間（10月11日から20日までの10日間）中に、各種関連行事の開催と広報啓発活動を積極的に推進する。

また、4月からは、全国地域安全運動のポスター・標語の募集及び青パトの活動写真を募集する。

(2) 「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」の開催

全国地域安全運動の一環として、県民の防犯意識の高揚と地域防犯活動への参加機運の醸成を図るとともに、防犯功労者・防犯功労団体等に対する表彰を行うため、県、県警察と合同により、「平成29年度安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を10月7日（土）に開催（予定）する。

(3) 地域に密着した地域安全活動の推進及び支援

地区防犯協会、防犯ボランティア団体及び警察等と連携し、地域に密着した地域安全活動を推進するとともに、時節に対応した各種活動に対する支援を行う。

(4) 防犯ボランティア地域交流会の開催

地区防犯協会との協働事業として、地域における防犯ボランティア団体グループ相互の情報交換等と団体間の活動の連携を図り、一層の活性化を目指すことを目的とした「防犯ボランティア地域交流会」を11月（予定）に開催する。

(5) 学生防犯ボランティア活動の促進と支援

若年層の防犯ボランティア活動への浸透を図るため、大学生に参加を促す「学生防犯ボランティア活動促進事業」（平成24年度から実施）及び「学生防犯ボランティアサミット支援事業」（平成22年度から実施）を継続推進する。

(6) 青パトを保有する防犯ボランティア団体への支援

青パト申請時に「青色回転灯」を提供するほか、県警察との協働による石油販売店による青パト支援事業（平成25年度から実施、平成29年1月末・15事業者、98店舗）を継続し、青パト運行に要する経費の一部を軽減するなど、青パトを保有する防犯ボランティア団体への支援を行い、青パトを活用した防犯パトロール活動の活性化を図る。

## 3 広報啓発活動の推進

(1) 広報資料の作成

県民への防犯意識の醸成・浸透及び自主防犯活動の促進を図るため、チラシ、ポスター、CD及び啓発物等広報資料を作成し、幅広く、多くの県民に配布又は掲示する等の方法による広報啓発活動を推進する。

(2) 各種広報媒体の活用

新聞、ラジオ等の各種広報媒体を活用して県民の防犯意識の醸成と被害防止の意識高揚のための広報啓発活動を推進する。

(3) 広報紙「防犯ふくおか（月刊）」の発行

犯罪情勢をはじめ防犯対策や防犯ボランティアの活動等の情報を発信するため、広報紙「防犯ふくおか」を毎月発行し、地区防犯協会を通じて県内各世帯への回覧や施設内に掲示するなどの広報を行う。

(4) 「防犯ふくおか」発行状況

年度別	発行部数(部)	同 期 比
平成26年度	1,463,728	
平成27年度	1,472,162	+ 8,434
平成28年度	1,457,725	- 14,437

※ 発行部数は、各会計年度の1月末で集計。

#### 4 少年の非行防止及び健全育成活動の推進

少年の非行・犯罪被害防止及び健全育成のため、防犯指導員、少年補導員等に対する活動支援や広報資料の作成・配布を行うとともに、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間（主唱：内閣府）」に併せ、少年の非行及び犯罪被害を防止するための広報啓発活動を展開するとともに、少年柔・剣道合宿研修、囲碁大会などのスポーツ、文化事業への後援活動等を行う。

#### 5 自転車防犯登録事業の推進

(1) 改定自転車防犯登録料等の浸透

ア 事前広報の実施

登録料について、500円から600円へ改定するが、本年4月1日付けの移行手続を円滑にするため、事前の広報チラシ、マニュアル資料の作成等の諸対策を講じている。

イ 部内教養の実施

本年1月に開催した「地区防犯協会職員研修会」において教養の徹底と問題点の解消を行ったが、今後も継続的に実施し、連携を強化する。

更に「防犯登録だより（部内資料）」（平成25年7月から）を毎月発行し、現場職員に対して防犯登録事務手続き等の適正処理と処理能力の向上を図る。

ウ 防犯登録所（店）に対する指導の徹底

改定内容の浸透と防犯登録事務手続きの迅速かつ適切な処理を図るため、地区防犯協会等と連携して防犯登録所（店）に対する業務指導を随時実施する。

(2) 防犯登録の普及・促進

ア 自転車の盗難被害防止活動

平成28年中の全刑法犯認知件数の22.6%を占める自転車盗難の防止等を図るため、チラシ、パンフレットの配布や新聞、ラジオ、広報誌（紙）等各種広報媒体を活用した防犯登録促進の広報啓発活動を推進する。

イ その他、広報活動

自転車防犯登録促進のためのキャンペーンと各種広報媒体を積極的に活用した広報啓発活動を推進する。

(3) 放置自転車等対策への協力・支援活動

違法駐輪や放置自転車の対策にあたる、自治体等の関係機関との良好な協力関係を維持・構築するとともに、防犯登録照会業務の迅速・適切な処理による放置自転車等の早期返還を図る。

(4) 自転車防犯登録台数

年度別	登録台数(台)	同期比
平成26年度	256,622	
平成27年度	242,114	-14,508
平成28年度	231,167	-10,947

※ 登録台数は、各会計年度の1月末で集計。

#### 第4 風俗環境浄化事業

##### 1 県公安委員会からの受託事業の適正な推進

- (1) 県公安委員会から委託された風俗営業管理者講習及び風俗営業の許可、承認申請等に伴う調査業務を適正に推進する。
- (2) 6月に調査員研修会を開催し、調査業務の適正化及び調査員の資質の向上を図る。
- (3) 風俗営業管理者講習・風俗営業許可申請等調査の状況

ア 風俗営業管理者講習

○ 定期講習

年度別	回数	受講者(人)	同期比
平成26年度	17	735	
平成27年度	17	757	+22
平成28年度	17	846	+89

※ 各数値は、各会計年度1月末で集計。

イ 調査業務

○ 許可申請

年 度 別	調査数(件)	同期比
平成26年度	404	
平成27年度	356	-48
平成28年度	323	-33

※ 調査数は、各会計年度1月末で集計。

○ 変更承認申請

年 度 別	調査数(件)	同期比
平成26年度	50	
平成27年度	54	+4
平成28年度	45	-9

※ 調査数は、各会計年度1月末で集計。

## 2 少年指導委員の活動に対する支援

風俗環境浄化活動の一環として、風営店への立ち入り権限を有し、少年の健全育成活動に取り組んでいる少年指導委員の活動に対する協力・支援を行う。

## 3 風俗環境浄化活動に対する支援

福岡市中央区天神、博多区中洲、北九州市小倉北区堺町など歓楽街の風俗環境浄化のため、警察や地区防犯協会等が行う諸活動を支援する。

# 第5 AMマーク貼付事業

## 1 遊技業の健全化促進

遊技機に地域防犯対策に寄与するAMマーク（地域防犯協賛機）を貼付することにより、営業者に適正で健全な営業の自覚を促し、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持を図る。

## 2 遊技場への立入検査

福岡県遊技業協同組合など5団体で構成する「福岡県不正防止対策機構」の一員として、定期的に遊技場に対する立入検査を実施し、不正遊技機等の発見に努める。

○ 立入検査の状況

年 度 別	立入回数(回)	立入事業所(店舗)	増 減
平成26年度	20	79	
平成27年度	19	76	-3
平成28年度	19	75	-1

※ 立入回数等は、各会計年度1月末で集計。

## 第6 青パトの自動車保険事業

青パトを保有している防犯ボランティア団体に、青パト自動車保険集団扱制度の適用により保険料の割引がある、青パト保険の加入促進に努める。（平成25年7月1日開始、平成29年1月末～契約台数15台）